

## ニュージーランドの特別支援教育 —ウェリントン地区の現地視察から—

樋口 一宗\*・徳永 亜希雄\*\*

(\*文部科学省特別支援教育課) (\*\*教育支援部)

**要旨：**ニュージーランドにおいては、義務教育は6歳から16歳までであり、特別な教育的ニーズ (special educational needs : SEN) のある子どもを含めてカリキュラムは一本化されている。SENのある子どもの教育システムは、大きく分けると特別学校 (special school) と通常の学校となっている。通常の学校に就学した場合は、通常の学級に入るか、特別ユニット (special unit) に入る。就学先は保護者が選択することができる。通常の学校には、フルインクルージョン (通常の学級で障害のある子どもを全て受け入れる学校) と特別ユニットを設ける学校とがある。SENの度合いがVery high levelからHigh levelの教育的ニーズを必要とする子どもは、全就学児童生徒の中の3% (約2万人) に当たる。これらの子どもの30%が特別学校に在籍し、70%が一般の学校に在籍している。学校の予算は、在籍する子どもの数に応じて決定され、SENのある子どもに対しては一般の基本額の3~6倍の額が与えられる。与えられた予算の範囲内で学校長は、支援のための仕組みを整える。

**見出し語：**特別な教育的ニーズ, フルインクルージョン, 特別ユニット, 特別学校

### I. ニュージーランドについて

面積は日本の7割程度 (日本37万8千平方キロ, ニュージーランド26万9千平方キロ) だが、人口は日本の5%に満たない。

20年ほど前に大胆な政治改革を行ったことで有名であり、その際に公務員の大幅削減, 国から地域への権限移譲, 教育委員会の廃止等が進んだという。

### II. ニュージーランドの教育システム

#### 1. 教育システムの全体

義務教育は6歳から16歳までで、それ以前は多彩な早期教育があり、全て教育省の管轄である。満5歳になった時から学校に入ることができる。初等教育はY1 (1年生) ~Y8 (8年生) までの8年間, 中等教育はY9 (9年生) ~Y13 (13年生) までの5年間である (図1)。

国が直接学校を設置しており、それ以外には、私立学校と、私立であるが経営を国に移管した学校とがある。

#### 2. 特別な教育的ニーズがある場合の教育システム

大きく分けると特別学校 (special school) か、通常の学校に就学する。通常の学校に就学した場合は、通常の学級に入るか、特別ユニット (special unit) に入る。どちらに入るかは、保護者が選択することができる。

通常の学校には、フルインクルージョン (通常の学級で障害のある子どもを全て受け入れる学校) と特別ユニットを設ける学校とがある。どちらにするかは、学校ごとに設置されている学校運営委員会が決定する。

特別ユニットの教員には特別な免許や資格を求めている。

特別な教育的ニーズ (special educational needs : SEN) のある子どもの指導に関しては、教育省のSE (special education) の地域別チーム (以下「SEチーム」) や学校クラスターのRTLB (resource teacher: learning & behavior) が、外部から支援を行う。

SEチームとは、日本の巡回相談チームといったイメージである。SEチームは、基本的に、後述するHighest levelの3%の子どもの支援に関して助言, 援助を行う。

一方, Moderate to high level (中程度) の子どもについては, RTLBの支援が受けられる。RTLBとは, 修士以上の専門の勉強をした専門的な知識をもつ教員である。現在は40の学校クラスター(複数の学校のまとまり)があり, クラスターごとに2~3名のRTLBがいる。

SEチームとRTLBが役割分担し, 地域の学校を支

援している。

ニュージーランドの教育課程は, カリキュラムが一本化されている(英語とマオリ語)。レベル1からレベル8までの8段階を子どもの状況に合わせてY1(1年生)~Y13(13年生)に対応させている。同学年内でも3つ以上のレベルにわたる教育課程を編成することが可能となっている(図2)。

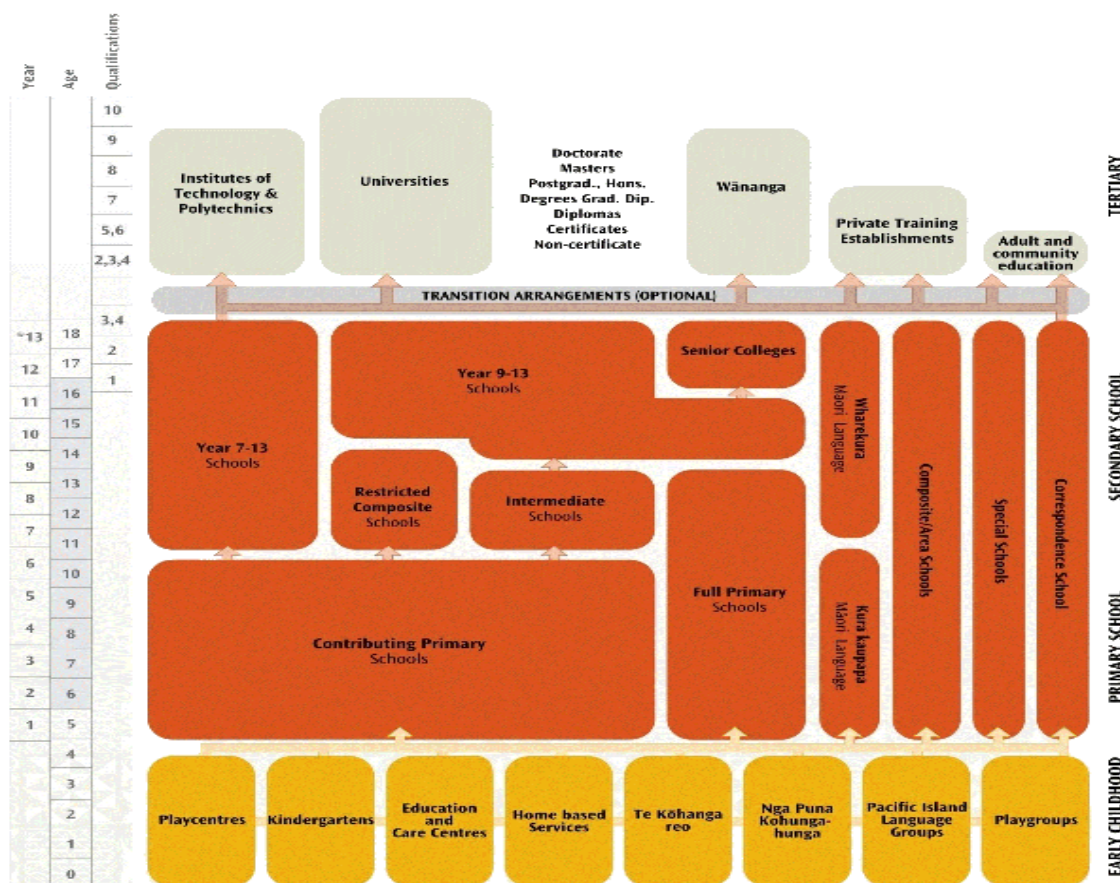


図1 ニュージーランドの教育システム

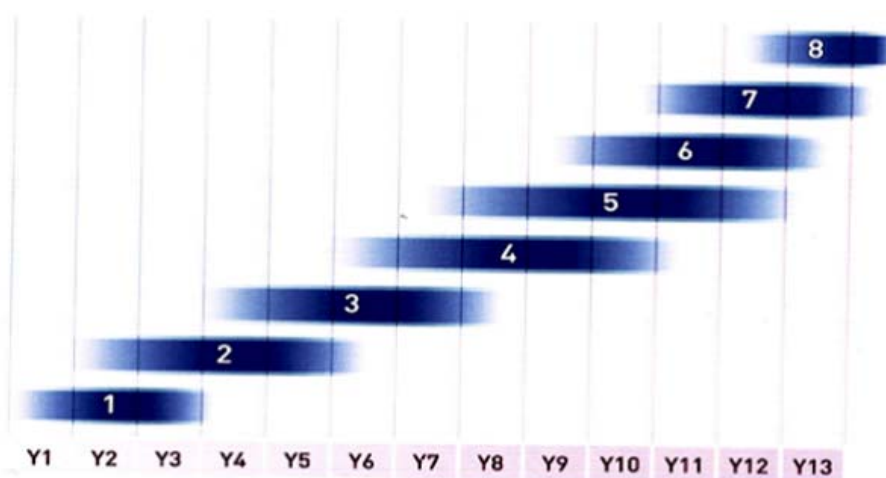


図2 学年とカリキュラムの段階

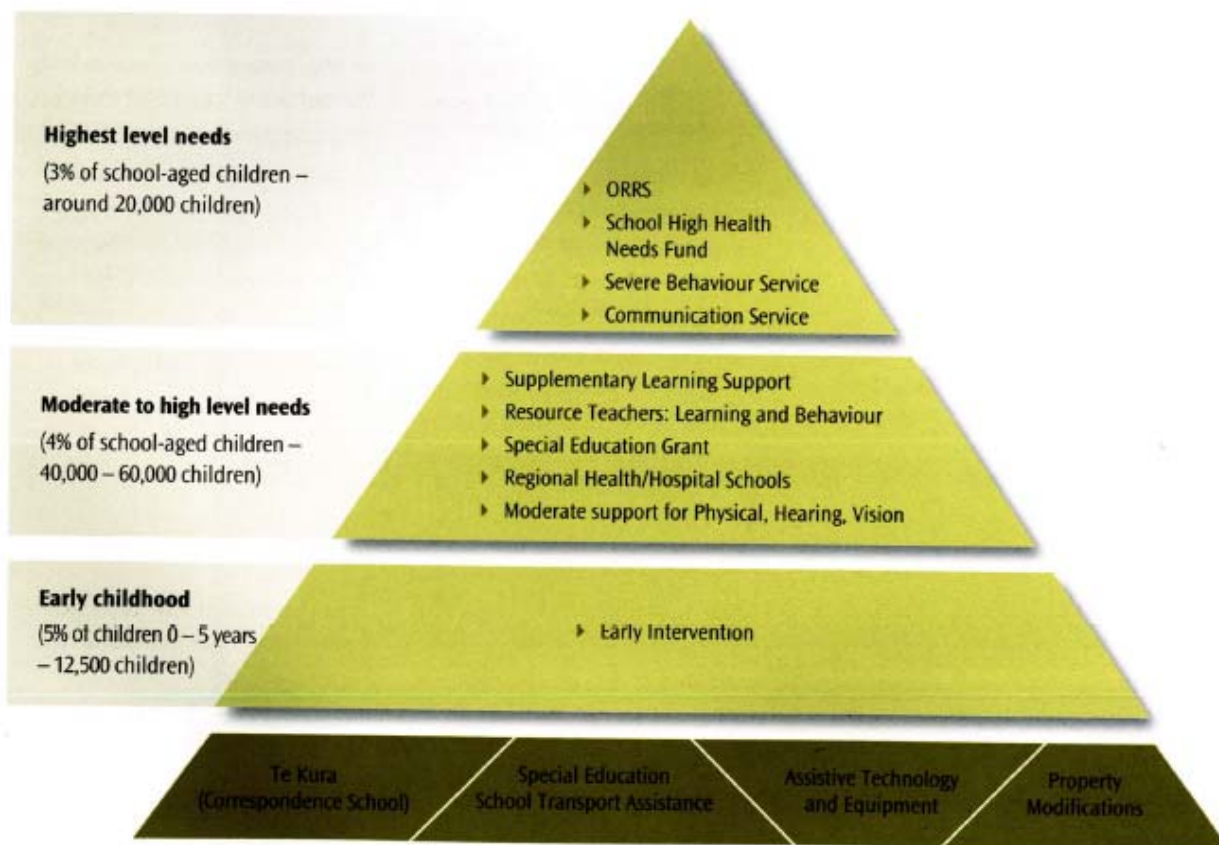


図3 SENのレベルと教育的対応

### ○ニュージーランドの特別学校

Special schoolは全部で44校設置されており、内訳は次のとおりである。

- ・ Day special school (昼間特別学校) : 28校
- ・ Residential special school (寄宿舎制の特別学校) : 8校
- ・ For students with severe behavior difficulties (犯罪や暴力を繰り返す重度の行動障害, 行為障害のある子どものための学校) : 3校
- ・ For deaf and hearing impaired students : 2校
- ・ For blind and vision impaired students : 1校
- ・ Specializing in working with students with educational, social and emotional needs, together with underlying intellectual impairment : 2校

これらと別に、Regional health school (日本でいう病弱特別支援学校に近い) が3校設置されている。

盲学校や聾学校は、巡回のスタッフを各地域で雇っている。

なお、SEチームの方から聞いた話として、行動障

害のある子どもの場合、退学させられる場合が多いそうである。校長には退学させる権利があり、退学させられた子どもの保護者は他の学校を探そうとするが、なくてそのままというケースもあるとのことであった。

### Ⅲ. 特別支援教育のしくみ

#### 1. 特別な教育的ニーズの分類

図3において、最上部の三角形に含まれるのが、High levelからVery high levelのSENを必要とする子どもで、全就学児童生徒の中の3% (約2万人) に当たる。High levelからVery high levelとすることについての査定は、次の基準により、教育省が行う。

①以下の5つについて、どれか1つでも極端な、あるいは重篤な困難が見られるもの:

学習 (learning), 聴覚 (hearing), 視覚 (vision), 動作性 (mobility), 言語使用と社会的コミュニケーション (language use and social communication)

②あるいは、以下の4つについて、中度から高度な困難が学習 (learning) と重複し、あるいはそのうちの2つに困難が見られるもの：

聴覚 (hearing), 視覚 (vision), 動作性 (mobility), 言語使用と社会的コミュニケーション (language use and social communication)

High levelの場合、入学前に査定される。地域の専門家と保護者によって作成された申請書によって査定が行われ、保護者は裁定に不服があれば上訴できる。

申請書には、障害名や診断名は必要ない。学校教育のカリキュラムにアクセスするために、どのような支援が必要かということを書く。

Very high levelの子ども3%の内訳は、行動障害1%、メンタルヘルス1%、コミュニケーションの障害1%となっている。これらの子どもの30%が特別学校に在籍し、70%が一般の学校に在籍している。

後述するAvalon学校の校長によれば、Very high levelの子どもにはSENのない子どもの6倍、High levelの子どもにはSENのない子どもの3倍の資金が与えられる。また、基本的には、学校のDecile ratingに応じた児童生徒一人の基本額と、SENのない子どもの数+SENのある子どもの数とで学校の予算が決まる。Decileとは、その地域の所得水準のことである。

学校の基本的な予算は、次の計算式で決まる。  
 [基本額 (所得が低い地域ほど高い) × SENのない子どもの数] + [Very high levelの子ども数 × 一般の基本額の6倍の額] + [High levelの子ども数 × 一般の基本額の3倍の額]

SENのある子どもが入って来ると学校の予算が増える。これは、学校としてSENのある子どもを受け入れ、継続して対応しようとするインセンティブになっている。

Moderate to high levelの場合は、クラスターに予算がつく。しかし、一番総予算が大きいのは、図3の三角形の一番下の早期介入であり、教育省の管轄である。

教員の配置はポイント制となっており、教員を1

日つけるとポイント2、半日つけるとポイント1と計算する。常勤の教員1名はポイント10という計算方式である。Very high levelの子どもにはポイント2がつき、High levelの子どもにはポイント1がつく。

ティーチャーエイドという支援員は、学校基本予算の範囲内で学校長が雇用する。

## 2. インクルーシブ教育システムについて

特別学校もあり、特別ユニットが学校内にあるが、国連の障害者の権利に関する条約を批准している。保護者に就学先の決定権を認めていること、障害のあるなしにかかわらず差別を禁じた差別禁止法があること、さらに、IV. 4. で後述するとおり、政策として4年計画でインクルーシブ教育システムの完成を宣言していること等が理由だと考えられる。

## 3. 特別な支援内容の決定について

どんな支援や施設が必要なのかということについては、各地区のSEチームが助言する。SEチームが加わり、IEP (Individual education plan) 作成や学校設備の改善計画を立案する。

与えられた予算の範囲内で学校長は、支援のための仕組みを整える。

支援の内容の上限とは予算の上限とみなしているようであり、保護者もその予算以上に過度な負担を要求することは視察した学校においては無いということだった。学校長も、「与えられた予算内であれば〇〇はできるが、〇〇まではできない」と言うことができる。

## IV. 視察した学校の状況と教育省担当者から聞いた話

### 1. Silverstream学校 (フルインクルージョン)

- ・施設のバリアフリー化を図っている。SENのある5名全て、通常の学級で学習している。
- ・敷地内に平屋建ての教室が散在し、スロープをつける程度でバリアフリー化が可能となっている。
- ・1クラスあたり25名 (低学年5~6歳) で、それより上の年齢では30名程度となる。
- ・自閉症のある子どもが、周辺の家に入り込んで迷

惑をかけたり、交通事故にあったりしないように、特別に塀を設置している。

- ・フルインクルージョンにすることを決定したのは学校運営委員会である。

### ○SENCO（日本の特別支援教育コーディネーターに当たる）の話

- ・SENCOとして、特別の資格は要求されていない。予算を受ける子どもも受けない子どもも含めて、学校全体の特別支援教育についての責任を負っている。
- ・リーディングリカバリー（読み書きが遅れている子どものための指導）教師や他の子どもの支援を行う教師を兼任している。
- ・SENCOは、週に半日、業務に専念できるようになっている。6月には、新入生の支援を行う教員としての活動も始まる予定である。
- ・IEPの更新が原則として年に2回以上あるので、そのためのミーティングをセットする。保護者との連絡の窓口ともなる。
- ・校内のSENCOは1名だけなので、他の学校のSENCOと連絡を取り合うことも多い。SENCO同士のミーティングに出て、情報交換を行ったり研修をしたりしている。

### 2. Kimi Ora学校（肢体不自由特別学校）

- ・ウェリントン市内にあったが、老朽化したため、移転、改築した学校である。
- ・定員は40名限定となっており、5歳から21歳までの子どもが通う。3分の1は経管栄養を用いている。
- ・入学を決定するのは教育省である。希望者数の方が多く、入れない子どもが多い。
- ・知的障害を伴う重複障害のある子どもがほとんどである。視覚障害のある子どもも多いため、盲学校の教員が巡回して指導している。
- ・排泄自立できない子どもが半分以上在籍している。
- ・校長説明：①トイレ、②食事、③姿勢保持や歩行ができるようになることが大きな柱であり、これら3つの日常生活動作の中にはコミュニケーション能力も含めて考えている。読み書き等の教科の

学習をしたいのであれば、通常校に行くべきだろう。

- ・セラピストがスタッフとして複数いる。
- ・中学校と高等学校が隣接しているので、日常的に交流が行われている。

### 3. Avalon学校（特別ユニットがある学校）

- ・12名のSENのある子どもがいる。
- ・低所得者層が多い学区であり、子どもたちの国籍は多様で、14ヶ国から来ている。
- ・障害のある子どもは、予算と結びついているので、多くいると、他の子どもも恩恵を受けられる。
- ・SENがあるが通常の学級を選択した4名の同様の子どもがおり、その子どものために2名の教員を充てている。
- ・特別ユニットの授業視察を行った。TEACCHというが、全体的には雑多な雰囲気であった。丸い空間を扇形に分割したオレンジの輪切りのような教室で、広い部屋のほうは構造化されるも、やや落ち着かない雰囲気があった。
- ・特別ユニットに入れるかどうかは保護者が選ぶ。保護者の希望による所属の移動も可能である。
- ・通常の学級に勉強に行くこともあるため、個々のスケジュールは複雑になっている。

### 4. Success for all every school every child政策について（教育省担当者から聞いた話）

2010年からの4年計画。2014年までに、全ての学校がインクルーシブ教育の取組をすることを目標としている。

ERO（Education Review Office）という教育について査定する独立した組織の報告によれば、2010年に50%の学校がフルインクルージョンスクールであり、30%が部分的なインクルージョン（特別ユニットのような）をしていた。残りの20%は何もしていなかった。

変えていく中で一番難しいのは、社会の考え方であるが、あと2年で全ての学校がインクルーシブな環境になることを達成したい。子どもの障害がどんなに重くてもどんな地域でも、それがノーマルである。特別学校は確かに施設等が整っているが、どこ

の学校でもそうあるべきである。保護者が学校選択をするという道を私たちは選択した。選択した以上は、子どもがどの学校に行っても、最良の教育を受けられるよう努力する。

## V. 考察

### 1. ニュージーランドのインクルーシブ教育システムの特徴と考えられる点

- ・保護者が就学先（特別学校か一般の学校か、一般の学校の中の特別ユニットまたは通常の学級か）を選択する。
- ・学校の設置者が国なので、学校予算の全額が国から直接支給される。
- ・障害のあるなしにかかわらず、カリキュラムが一本化されている。
- ・学校運営に関する裁量権は、学校運営委員会が持つ。実際には学校長の権限が大きい。
- ・就学先としては、特別学校、一般の学校（特別ユニットまたは通常の学級）がある。なお、義務教育であっても「退学」がある。
- ・子どもが誕生した時点の早期教育から、学校卒業までを教育省が関与する。
- ・障害のある子どもや経済的に不利な状態の子どもに対して予算が多めに配分されるが、その上限が決まっている。

- ・障害の状態等に応じて様々な予算支給の形態がある。

### 2. 我が国のインクルーシブ教育システム構築のために参考とできそうなこと

- ・障害のあるなしにかかわらず、カリキュラムを一本化することが可能か検討してみてもどうか。また、現行の学習指導要領は、国語や社会の内容を複数の学年に渡って指定するといった弾力的な設定をしているが、より幅広い設定が可能かどうかについても検討してみてもどうか。
- ・一人当たりの基本的な教育費の上限を決めておく。例えば、特別支援学校ならば10倍まで、小・中学校等においては、レベルに応じて6倍、3倍といったようにである。
- ・子どもに応じてポイント制で教員配置を行うことは、今後、通級指導担当教員の配置数を決めたり、特別支援教育教室（仮称）を導入したりするために有効だと考えられる。

### 引用文献

- [Ministry of Education \(2007\)](#). The New Zealand Curriculum.
- [Ministry of Education \(2010\)](#). Service and Support for children and young people with special education needs.